

令和5年第4回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第45号	令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第46号	令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第47号	令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第48号	令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第49号	令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第50号	令和5年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第51号	令和5年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第52号	鹿嶋市看護師修学資金貸与条例	原案可決
議案第53号	鹿嶋市産業活動の活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第54号	鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第55号	鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第56号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第57号	鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第58号	鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第59号	鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第60号	鹿嶋市宮宮中地区駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	鹿嶋市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第63号	鹿嶋市モーテル類似旅館規制条例を廃止する条例	原案可決
議案第64号	鹿嶋市監査委員の選任について	原案同意
議案第65号	鹿嶋市障がい者通所施設松の木学園の指定管理者の指定について	原案可決
議案第66号	鹿嶋市特別養護老人ホームウェルポート鹿嶋の郷外1施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第67号	鹿嶋市宮鹿島神宮駅西駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第68号	市道路線の廃止及び変更について	原案可決

議案第69号	いきいきゆめプールの指定管理者の指定について	原案可決
議案第70号	令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第71号	鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
報告第5号	専決処分について（令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第6号））	原案承認
令和5年請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択
意見書第2号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書	原案可決
意見書第3号	子育て支援の拡充を求める意見書	原案可決
意見書第4号	学校給食費の無償化を求める意見書	原案可決

【議案説明】

議案第45号 令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第7号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,075万9,000円を追加し、総額251億2,556万2,000円となりました。

歳入の主なものとして、社会福祉費負担金などによる国庫支出金の増2億2,286万6,000円、社会福祉費負担金などによる県支出金の増1億2,794万5,000円、財政調整基金繰入金などによる繰入金の増2億2,285万6,000円、前年度繰越金の増8,616万9,000円などを見込みました。

歳出の主なものとして、扶助費による自立支援給付事業の増2億4,390万1,000円、扶助費による医療福祉経費の増4,200万円、扶助費などによる教育・保育施設入所支援事業の増5,234万円、返還金などによる生活保護運営対策事業費の増5,206万4,000円などを計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、給食調理委託料、看護師修学資金貸付金、道路維持補修工事費、ト伝の郷運動公園指定管理料、高松緑地公園指定管理料、高松緑地多目的球技場等指定管理料、いきいきゆめプール指定管理料について新たに設定しました。

議案第46号 令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万2,000円を追加し、総額68億9,580万6,000円となりました。

歳入として、繰入金の増10万円、繰越金の増96万2,000円を見込みました。

歳出として、総務費の増2万円、諸支出金の増104万2,000円を計上しました。

議案第47号 令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ543万5,000円を追加し，総額9億4,850万6,000円となりました。

歳入として，繰入金の増543万5,000円を見込みました。

歳出として，後期高齢者医療広域連合納付金の増543万5,000円を計上しました。

議案第48号 令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1,550万2,000円を追加し，総額49億2,286万7,000円となりました。

歳入として，国庫支出金427万円，支払基金交付金581万3,000円，県支出金272万7,000円，繰入金269万2,000円を見込みました。

歳出として，保険給付費2,153万4,000円，地域支援事業費7万3,000円を計上し，積立金610万5,000円を減額しました。

議案第49号 令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

収益的収支については，既定の収入予算総額に増減はありませんが，既定の支出予算総額に，営業費用65万円を追加し，特別損失33万3,000円を減額し，総額1億2,681万4,000円となりました。

議案第50号 令和5年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支については，既定の収入予算総額に増減はありませんが，既定の支出予算総額に，営業費用42万4,000円を追加し，総額14億5,322万4,000円となりました。

資本的収支については，既定の収入予算総額に増減はありませんが，既定の支出予算総額に，建設改良費53万8,000円を追加し，総額12億2,863万7,000円となりました。

議案第51号 令和5年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支については，既定の収入予算総額に増減はありませんが，既定の支出予算総額に，営業費用85万円を追加し，総額17億5,505万5,000円となりました。

議案第52号 鹿嶋市看護師修学資金貸与条例

市内病院等において看護師として働きたいと考える学生に対し修学資金を貸与することにより，市内病院等における看護師の確保を図り，もって地域の医療体制の維持・確保及び市民の健康の維持・増進に資するため，条例を制定するものです。

議案第53号 鹿嶋市産業活動の活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

令和6年1月1日に固定資産税の特例措置の対象となる土地の取得期限を迎えることに伴い、要件の一部緩和等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第54号 鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、同改正により削除される同法別表第2を引用する規定の文言を整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第55号 鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律改正に準じて給料及び賞与の引上げ等を行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第56号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員に準じて市長等の期末手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第57号 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常勤職員に準じて会計年度任用職員の給料の引上げを行うほか、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

議案第58号 鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、電子証明書が搭載されたスマートフォン（移動端末設備）を使用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）から印鑑登録証明書の交付の申請ができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議案第59号 鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の改正に伴い、出産予定の被保険者及び出産した被保険者の産前産後期間の国民健康保険税を減額するため、条例の一部を改正するものです。

議案第60号 鹿嶋市宮宮中地区駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

年末年始を除く平日を無料としている鹿嶋市宮宮中地区駐車場の駐車利用に係る使用料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

議案第61号 鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和5年10月の茨城県人事委員会勧告に基づき県費負担教職員の給料表が改正されることに伴い、これに準じて市費負担教職員の給料表を見直すため、条例の一部を改正するものです。

議案第62号 鹿嶋勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

受益者負担の観点から鹿嶋勤労文化会館の利用料金等を見直すことにより、今後も安心して利用できる施設運営、本市の文化事業の推進及び利用者へのサービスの向上を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第63号 鹿嶋市モーテル類似旅館規制条例を廃止する条例

平成23年の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正及び平成30年の旅館業法の改正に伴い、本市の条例により善良な風俗を担保する必要がなくなったため、鹿嶋市モーテル類似旅館規制条例を廃止するものです。

議案第64号 鹿嶋市監査委員の選任について

鹿嶋市監査委員の選任に当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和6年1月1日から令和9年12月31日までです。

・ 錦織 修一（新任）

会計事務所での勤務経験を経て、現在、市内で会計事務所を開業しており、その業務を通じ、会計監査について精通しています。

議案第65号 鹿嶋市障がい者通所施設松の木学園の指定管理者の指定について

鹿嶋市障がい者通所施設松の木学園の指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するものです。

議案第66号 鹿嶋市特別養護老人ホームウエルポート鹿嶋の郷外1施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市特別養護老人ホームウエルポート鹿嶋の郷及び鹿嶋市デイサービスセンターウエルポート鹿嶋の郷の指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するものです。

議案第67号 鹿嶋市営鹿島神宮駅西駐車場の指定管理者の指定について

鹿嶋市営鹿島神宮駅西駐車場の指定管理者として、公益社団法人鹿嶋市シルバー人材センターを指定するものです。

議案第68号 市道路線の廃止及び変更について

林地内の開発行為に伴い、道路1路線を廃止し、及び道路3路線を変更するものです。

議案第69号 いきいきゆめプールの指定管理者の指定について

いきいきゆめプールの指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

議案第70号 令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第8号）

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,061万4,000円を追加し、総額257億1,617万6,000円となりました。

歳入として、保健衛生費補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による国庫支出金の増5億9,061万4,000円を見込みました。

歳出の主なものとして、価格高騰緊急支援給付金などによる価格高騰緊急支援給付金給付事業の増4億9,374万2,000円、子育て世帯応援商品券事業委託料などによる子ども子育て支援事業の増3,977万円、補償金による予防接種経費の増4,441万2,000円などを計上しました。

議案第71号 鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例

令和6年3月1日から本籍地以外での戸籍謄本等の交付等が可能となることに伴い、これらの事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

報告第5号 専決処分について（令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第6号））

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,388万円を追加し、総額244億

4,480万3,000円とする補正予算について、令和5年11月7日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

令和5年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は、中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において以下の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

意見書第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき問題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をするためにはさらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行

っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

よって、国に対し、「中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。」、「学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。」、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。」を強く要請し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

意見書第3号 子育て支援の拡充を求める意見書

厚生労働省が発表した令和4年の出生数は77万7,000人となっており、令和5年上期においても前年同期より減少し、7年連続で過去最少を記録しています。少子化による人口減少は、我が国において最重要課題となっており、国難解消に向け子育て支援各種施策を実施している状況ではありますが、出生数の減少に歯止めがかかっていません。地方公共団体においても、近年のコロナ感染拡大による景気低迷と併せ物価高騰も重なり、地方財政が危機的状況のなか、公共施設やインフラ老朽化対策・頻発する自然災害対応と併せ子育て支援施策に対応している状況ではありますが、子育て世帯からは、更なる支援策として、教育・保育の所得制限を設けない制度改善や給食費の無償化などの要請が高まっています。近年、地方公共団体独自の子育て支援策も増えているなか、持続可能かつ恒久的な支援には限界があるものと考えられる。また、都市部と地方での子育て支援施策に対する地域間格差が生じることは、国が推進する子育て支援の理念に合致せず、未来に対する投資として、全国すべての子どもが平等に扱われることこそが、出生数の改善に寄与するものと考えます。

よって、鹿嶋市議会は、国会及び政府に対して、各種子育て支援策に係る国費拡充と所得制限の撤廃をし、更には、多子世帯に対する支援の充実など、子育て支援施策の拡充を求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

意見書第4号 学校給食費の無償化を求める意見書

急速に進展する少子化により、子ども・子育て施策への対応は先送りの許されない課題であり、国においても子育て施策の具体化が進められているところです。国際情勢を背景とした物価高騰によって、市民生活が厳しくなっている中、子育て家庭の教育費は、教材費や制服・体操服・学用品・修学旅行等の積立金・給食費など多岐にわたっており、保護者の大きな負担となっているが、義務教育は、居住地に関係なく日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠です。例えば、教科書についても、自己負担がもとめられてい

ましたが、義務教育は無償とすると定めた日本国憲法第26条第2項や、教育基本法第4条第2項により、授業料を徴収しないこととされていること等を根拠として、無償化となった経緯もあり、給食費についても同様の措置が取られることが適切であると考えます。終焉しない新型コロナウイルスの影響による収入の減、上がり続ける物価等により、保護者の負担は増すばかりです。そのような中、給食費の完全無償化・一部無償化を実施している市区町村は500以上にのぼるとの調査結果もあり、財政力の豊かな市区町村においては、子育て世代への支援のために、給食費の無償化を独自政策として取り入れており、その数は増加しています。その一方で、給食費の無償化は人件費や消費税、高騰する材料及び燃料費などによって、財政を圧迫するなどの懸念を生じる可能性があることから、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市区町村も少なくありません。財政力が十分でなく無償化の実施が困難な自治体も多い中、義務教育の家庭負担において自治体間格差が生じることは問題であり、このような格差を解消するには、国の関与が必要だと考えます。日本全国で平等な教育環境を確保するためにも、国は給食費の無償化について真剣な議論をし、予算措置をするべきです。

よって、鹿嶋市議会は、国会及び政府に対して、学校給食無償化を国の負担で迅速に実施することを強く求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。